

## N08 憲法制定

### 立憲体制への準備

立憲政治は、政治参加の機会を保障して国民の合意を形成するところに最大の効用があり、急速な近代化のために国民負担の増大が不可欠である限り、その導入は不可欠の改革だった。明治政府は、民権運動の圧力に攻しながら議会開設に向けた準備を本格化させていった。

#### ① 憲法草案の準備

明治十四年の政変以降、政府は、憲法制定・議会開設に向けた準備を本格化させた。1882年に渡欧してグナイスト（ウィーン大）・シュタイン（ベルリン大）から学んだ伊藤博文は、1880年代半ばから、ドイツ人顧問ロエスレルの助言を得て→【井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎】らとともに憲法草案の起草に着手した。

1888→憲法草案を天皇の諮問機関として設置された→枢密院で最終審議され、翌1899年、それは→大日本帝国憲法として発布された。あわせて衆議院議員選挙法→皇室典範なども定められた。

#### ② 国家体制の整備

1884年、公・侯・伯・子・男の爵位を明確にした華族令が定められ、旧大名・上層公家に加えて維新の功臣にも爵位が授与された。これは、将来の上院（貴族院）の選出母体を明確にしようとする措置だった。

続いて1885年、従来の太政官制を廃止して→内閣制度が創設された。これにより成立した第1次伊藤博文内閣は、閣僚10人中、旧薩摩藩・旧長州藩出身者がともに4人ずつを占める藩閥内閣となっている。

総理：伊藤博文（長州） 外務：井上馨（長州）

文部：森有礼（薩摩）

内務：山県有朋（長州） 農商務：谷干城（土佐）

大蔵：松方正義（薩摩） 通信大臣：榎本武揚（幕臣）

陸軍：大山巖（薩摩） 海軍大臣：西郷従道（薩摩）

司法：山田顕義（長州）【現日本大学の創始者】

#### 内閣制度

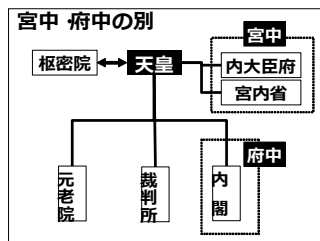
宮中を政治から切り離すため(a)宮内省の閣外化、(b)内大臣の新設が実施され、制度的には宮中・府中（行政府）の別が明らかにされた。

(a) 内大臣：1885年、内閣制度創設にあたり、天皇の常時補佐役として宮中に新設された。

初代内大臣→三条実美

(b) 地方制度

ドイツ人顧問モッセの助言を得ながら内相山県有朋を中心にして再編成が勧められ、1888年に【市制・町村制】が、90年に【府県制・郡制】が公布された。



#### ③ 諸法典の編纂

大日本帝国憲法と同時に公布された衆議院議員選挙法では、直接国税(地租・所得税) 15円以上を納入する満25歳以上の男性を選挙人とする制限選挙が採用された。

また、刑法などの諸法典の整備も進行し、日本は1890年代に近代的な法治国家としての体裁を整えた。

なお、1890年に公布された民法（ボアソナード民法）については、フランスをモデルとした自由主義的な内容をもつものであったため、その賛否めぐり法学者の間で激しい論争が展開された（民法典論争、民法反対派→穂積八束、民法施行派→梅謙次郎）。このため民法の施行は延長され、1896年と1898年に、戸主と長男の権限の強い伝統的な家制度を存続させた修正民法が公布された。

### 明治憲法体制

#### ① 天皇大権と宮中・府中の別

宮中・府中の別により、天皇大権を保持している天皇は、原則的に、みずからの政治的意思を日常の政治運営の場に持ち込まない存在とされた。このため、大日本帝国憲法体制下では、日本の国家的決定はすべて天皇の名でなされるものの、その実質的な決定権は諸国家機関がそれぞれの役割に応じて掌握することになった。

#### ② 分権的体質

大日本帝国憲法体制は、諸国家機関のあいだで生じた矛盾や対立を調整・解決していく制度上のメカニズムを有していなかった。とりわけ1920年代以降、この分権的体質が顕著になっていく。

#### ③ 統帥権の独立

統帥権とは、軍の作戦・用兵などを指揮する権限をいう。明治憲法に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（第11条）と規定された統帥権は、天皇の大権事項の一つとされ、天皇と陸海軍を直結させていた（統帥権の独立）。

一方で大日本帝国憲法体制下の天皇は、その政治的権限を先頭に立って行使しないこと（宮中・府中の別）を原則としていたため、結果として、この統帥権の独立は、統帥事項（軍の作戦・用兵など＝軍令事項）を統轄した参謀本部・海軍軍令部が内閣や議会の関与を許さずに行動するための根拠になっていった。

#### ④ 帝国議会の構成

1890年に大日本帝国憲法とその付属諸法令にもとづいて発足した帝国議会は、衆議院と貴族院で構成され、衆議院に予算先議権が与えられる点を除き、両院は対等とされた。

衆議院は公選された議員で組織され、貴族院は皇族議員・華族議員・勅任議員（勅選議員・多額納税者議員の総称）で構成されるものと定められた。

(a) 貴族院

衆議院の政党勢力に対抗することを意図して組織されたという性格が強かったが、政府と衆議院の多数党との提携が進むにつれ、次第に反政府的言動をとることが多くなっていった。

(b) 多額納税者議員

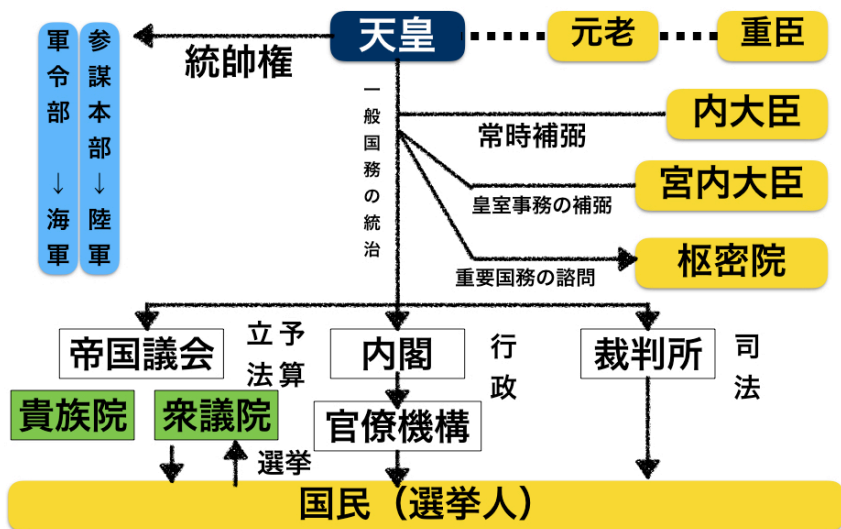
各府県において、多額の直接国税を納める者のなかから互選によって選出された貴族

Pain is inevitable Suffering is optional

院議員（当初は各府県1名ずつ選出）議員としての活動が低調だったことに加えて、各地域の地主層や商工業者から選出されたため、しばしば金持ち議員として批判の対象とされた。

⑤ 帝国議会の権限

帝国議会（衆議院・貴族院）の主要権限は、法律案・予算案に対する審議・認定権だった。それらの最終決定権も天皇の大権事項に属するといわれてよいものだったが、実際には、議会の決定を天皇が否認したケースは一度もなく、議会は、**実質的に法律・予算の決定権をほぼ掌握**することになった。



帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス...

- 第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ**統帥**ス
- 第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
- 第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第二章 臣民権利義務
- 第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ**兵役**ノ義務ヲ有ス
- 第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ**納税**ノ義務ヲ有ス
- 第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ**信教**ノ自由ヲ有ス
- 第二十九条 日本臣民ハ**法律**ノ節限内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三章 帝国議会
- 第三十三条 帝国議会ハ貴族院、衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十七条 凡テ法律ハ帝国議会ノ**協賛**を経ルヲ要ス
- 第四章 國務大臣及枢密顧問
- 第五十五条 **國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼**シ其ノ責ニ任ス
- 第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応エ重要ノ國務ヲ審議ス
- 第五章 司法
- 第五十七条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
- 第六章 會計
- 第六十四条 國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ**協賛**ヲ經ベシ
- 第六十五条 予算ハ**前ニ衆議院ニ提出**スヘシ
- 第七十一条 帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ**予算ヲ施行**スヘシ

史料研究 大日本帝国憲法

●大日本帝国憲法（法令全書）

第一章 天皇

- 第一条 大日本帝国ハ**万世一系**ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二条 皇位ハ**皇室典範**ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三条 **天皇ハ神聖**ニシテ侵スヘカラス
- 第四条 天皇ハ國ノ**元首**ニシテ**統治權**ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五条 天皇ハ**帝国議会**ノ**協賛**ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為**緊急ノ必要**ニ由リ